

# トーマスサッカースクール 規約

## 第一条 名称及び所在

- ・本スクールは、トーマスサッカースクール(以下本スクール)と称します。
- ・本スクールは、(株)リソー教育が運営いたします。
- ・東京都豊島区目白 2-1-1 目白NTビル 2F (TEL: 0120-80-1759 FAX: 03-5996-3903) に主たる事務所を置きます。

## 第二条 目的

本スクールは、子供たちにサッカーの楽しさを伝えるなかで、個々のサッカー技術を高め、スクールの活動を通じて子供たちの将来にわたる健全な身体及び精神を育み、子供たちの個々の成長段階に応じた指導により個々の特徴を伸ばしていきます。創造力豊かで、判断力があり、自らが逞しく可能性を広げていくことができる社会全般に通用する人材を育成していくことを目的といたします。

## 第三条 入会資格及び入会手続き

スポーツを行うに適した心身ともに健康な状態にあり、保護者も本規約に準ずることを承諾した上で、本スクールの規約に同意及び遵守できる方。所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた方(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができます。

## 第四条 指導者

元プロサッカー選手またはライセンス取得者が指導いたします。コーチ配置の目安は、スクール生 20 名までに対して、指導員が 1 名以上について指導することとなります。ただし、U-4、U-6 についてはスクール生 10 名以上 20 名までに対して指導者プラス 1 名のアシスタントコーチがつかます。

## 第五条 クラス(参考)

クラス	学年	年齢(目安)	実施曜日	実施時間
U-4	年少以下	3-4 歳	火・金	14:30~15:10
U-6	年中・年長	5-6 歳	火・金	15:15~16:05
U-8	小1・小2	7-8 歳	火・金	16:10~17:10
U-12	小3・小4 小5・小6	9-12 歳	火・金	17:15~18:25

受講クラスは、原則として上記の対象学年(年齢)を適用いたします。

## 第六条 会場(参考)

銀座 de フットサル 川崎ルフロンスタジアム  
住所: 神奈川県川崎市川崎区日進町 1-11 川崎ルフロン屋上  
電話番号: 044-221-4848

## 第七条 会費の納入

- ・別に定める年会費、月謝及びその他の諸費用を所定の方法でお支払いいただきます。
- ・会費の納入を怠ったときは、本スクールは当該スクール生への指導を停止し、退会していただくことがあります。

## 第八条 個人情報の取扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定める「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」に基づき厳正な取扱いを行います。

## 第九条 損害保険への加入

- ・本スクール生は、必ずスクール側で「スポーツ安全保険」への加入手続きを行います。
- ・万が一、本スクール活動中に怪我や事故が起きた場合、本スクール指導者の管理下における活動中の怪我や事故と認められた場合のみ「スポーツ安全保険」の範囲内で賠償いたします。  
詳細は、「スポーツ安全保険」のしおりを参照してください(区分 A1 に加入いただきます)。加入料金は年会費に含まれます。

## 第十条 開催日及び期間

別に定める年間スケジュールをご確認ください。  
雨天時は原則開催いたします。ただし、突然の雷や強風などの荒天候時は中止する場合があります。そのような場合は適宜スクール事務局まで確認ください。

各曜日、レッスン回数を年間最低 36 回といたします。  
やむを得ない事情が発生した場合に、定められた練習日を中止する場合があります。その場合は、可能な範囲で事前にスクール生に通知いたします。

学校行事等の止むを得ない事由の場合は、2 日前(2 日前が休日の場合は 3 日前) 20:00 までの電話による事務局へのご連絡、またはスクールスタッフへの申し出によりレッスン日程の振替を認めます。ただし、同クラス別曜日への振り替えにて、キャンセル日より 1 ヶ月以内(1/7 キャンセルの場合は 2/6 まで)の振替レッスン消化を条件とし、消化期限を越えた場合その権利は消滅いたします。また、振替の受け入れは各クラス定員 + 3 名までとし、1 設定した振替日のキャンセルによる再振替はできません。

## 第十一条 休会及び退会

- ・諸事情により、本スクールを休会される場合は、コーチまたはスタッフに報告し、休会希望月の前々月末日までに事務局に連絡してください。コーチ及びスタッフ、事務局に連絡なく、無断で休会となった場合は通常通りの月謝をいただきます。
- ・休会は 1 ヶ月単位とし、休会期間の月謝は 2,000 円といたします。
- ・諸事情により本スクールを退会する場合は、コーチまたはスタッフに報告し、退会月の前々月末日までに事務局まで連絡してください。月の途中で退会の連絡をされた場合は、当月の月謝の返金はいたしません。
- ・退会後に再入会される場合は、再度、年会費及び月謝をお支払いいただきます。ただし、定員の関係で再入会できない場合があります。

## 第十二条 負傷時の処置及び免責

- ・本スクール生が本スクールのトレーニングを受講中に負傷した場合には、本スクールのコーチ及びスタッフが応急処置を施し、病院への搬送等その状況に応じた適切な対応をいたします。
- ・本スクール指導者の管理以外で起きた事故・盗難や、本スクール指導者の管理下においても指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難については、本スクールはその賠償を一切負いません。

## 第十三条 その他遵守事項

本スクール生及び保護者は、別に定める「トーマスサッカースクール参加者注意事項」を遵守してください。

## 第十四条 休校及び閉鎖

天災地変・社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールは休校もしくは閉鎖する場合があります。

## 第十五条 スクール生の変更事項

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、事務局までその内容を連絡させてください。

## 第十六条 除名

本スクール生として認められる方に対し、本スクールは除名することがあります。(本規約に違反された方、本スクール指導者の指示に従わない方、社会規範に反する行動をされた方、他のスクール生や施設利用者、利用施設、本スクールに多大な迷惑をかけた方、その他本スクールの品位を落とすような行為をされた方等)

## 第十七条 細則

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定めます。

## 第十八条 施行

本規約は 2010 年 2 月 1 日より施行いたします。